（例）○○区自治会の防犯カメラ設置に関する運用規定

（目的）

第一条　この運用規定は、○○区自治会（以下本自治会とする）において、防犯カメラを設置および運用するにあたり、必要な条項を定めることにより、防犯カメラの適正な設置、管理及び運用を図り、本自治会区民の安全・安心の確保と、プライバシーの保護を目的とする。

（管理者）

第二条　防犯カメラの管理者は、本自治会区長とする。

２　管理者は、防犯カメラ画像の漏えい、滅失、毀損の防止等、画像の安全管理のために必要な措置を講じなければならない。

（設置目的）

第三条　本自治会が設置する防犯カメラは、犯罪の抑止効果、不安感の軽減効果、犯罪捜査の支援を目的とする。

（設置に関する措置）

第四条　管理者は、防犯カメラを設置するに際して、次の措置を講じなければならない。

１　プライバシーの保護に十分配慮し、設置目的を達成するために必要最小限度範囲が、その撮影対象区域となるように調整し運用する。

２　防犯カメラの犯罪抑止効果の増大と、施設等利用者のプライバシー保護、不安感軽減の観点から、カメラ設置場所付近に、次の事項を容易に視認できる表示をするものとする。

ア　「防犯カメラ作動中」の表示

イ　管理者の表示

（運用に関する措置）

第五条　管理者は、防犯カメラを運用するにあたっては、その適切な管理及び利用を図るため、必要に応じて防犯カメラ及び画像記録装置の操作を行う者を指定し、指定された者意外の操作を禁止する。

（画像の保存及び取扱い）

第六条　防犯カメラ画像の保存等に関する取扱いは、次に掲げるとおりとする。

１　画像の保存期間は○○日とし、その期間を経過した画像は自動的に上書きによって消去されるものとする。ただし、法令等に基づく場合及び捜査機関から犯罪捜査の目的による要請を受けた場合はこの限りでない。

２　画像は撮影時の状態のままで保存することとし、加工してはならない。

３　記録媒体を廃棄する場合は、破砕等により確実に廃棄処分を行う。

４　防犯カメラにより知り得た情報は、みだりにこれを漏らしてはならない。

（画像の利用および提供の制限）

第七条　画像は、次に掲げる場合を除き、利用目的以外の利用、または、他に提供してはならない。

１　法令等に基づく場合

２　個人の生命、身体または財産を守るため緊急且つ止むを得ないと認める場合

３　捜査機関から犯罪捜査の目的による要請を受けた場合

（苦情の対応）

第八条　管理者は当該防犯カメラの設置、運用に関する苦情等を受けた時は、速やかに対応し、適切な措置を講じなければならない。

附則

この運用規定は、令和○○年○○月○○日から施行する。